

## 平成26年度 第1回豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会会議録

●日 時 平成26年10月17日(金) 午後1時30分～2時45分

●場 所 市役所 南庁舎5階 51会議室

●出席者 ・出席委員6名

今川 晃 (学識経験者 同志社大学教授) ※会長

宇野 幸伸 (あいち豊田農業協同組合)

澤田 恵美子 (豊田市消費者グループ連絡会)

鈴木 剛 (市民代表 公募委員)

鈴木 由正 (豊田市区長会)

鳥居 忠雄 (豊田市ボランティア連絡協議会)

・事務局

畔柳 寿文 (総務部長)

塚本 誠 (総務部副部長)

杉山 基明 (議会事務局長)

広瀬 誠 (議会事務局担当長)

鈴木 祥宏 (議会事務局担当長)

藤本 聡 (人事課長)

熊谷 明典 (人事課副主幹)

三宅 寛貴 (人事課担当長)

● 傍聴人 1人

### 【議 事 録】

◎委嘱状の交付

◎市長あいさつ

◎正副会長選出—委員の互選により、会長に今川 晃氏、副会長に田端 稔氏を選出

◎会長あいさつ

◎市長より審議会会長へ諮問

◎市長挨拶

この審議会は隔年で開催しており、今年は定例の開催の年度にあたる。本審議会の答申については、十分尊重したいと考えている。何卒、よろしくお願いいたします。

## ◎議事

### 1 会議及び会議録の公開について

(会 長) 会議及び会議録の公開について協議、決定をしたいと思います。事務局より説明をお願いします。

(事務局) (説明趣旨)

開かれた市政を推進するために、市では「審議会等の設置及び運営に関する指針」を14年1月に制定しています。

この指針では、審議会等の会議及び会議録は原則公開することとしており、公開に関する公開の方法等を細部において規定しています。

また、会議録の公開にあたっては、発言者は単に委員と表示し、議事進行上の発言は会長又は副会長と表記します。会議録は審議会で確認し、承認の上公開とします。

また、会議録作成のため、事務局用として会議の録音を御承認くださるよう併せてお願いします。

以上でございます。

(会 長) ただ今の事務局説明に対して、御意見、御質問がございましたらお願いします。

— 委員意見・質問 — (事務局答弁)

(会 長) 御意見、御質問も無いようですので、会議及び会議録の公開については、御承認いただきたいと思います。

また、今後の審議会の円滑な進行と委員の自由な発言などを確保するため、傍聴人による審議内容の外部公表に際しては委員個人名を出すことを禁止したいと思いますがいかがでしょうか。

— 異議無しの声 —

(会 長) 御異議無いようですので、傍聴人に対してその旨お願いをすることといたします。

(会 長) 次に傍聴人の確認をします。本日の会議を傍聴希望される方は見えますか？

(事務局) 本日、1名の傍聴希望の方がお見えですので、ただ今から会場に入させていただきます。

—— 傍聴人入室し、傍聴人席へ着席 ——

(会 長) 傍聴人の方をお願いをいたします。本審議会では傍聴人の遵守事項を規定しており、皆さんのお手元に配付をさせていただいております。この遵守事項を必ず守っていただくようお願いいたします。なお、守っていただけない場合は退場をしていただくこともありますので御注意ください。

また、審議会の内容を外部公表する場合には、委員個人名を出すことを禁止させていただきますので御協力をお願いします。

—— 傍聴人了承 ——

## 2 諮問の補足説明について

(会 長) それでは、審議に入ります。事務局は説明をお願いします。

(事務局) 諮問について説明をさせていただきます。

この審議会は2年に一度開催させていただいております。平成24年度に開催しました前回の審議会では、当時は引き続き厳しい社会情勢のなか、人事院勧告の取扱いを中心に議論をさせていただきました。

このうち、特別職の給料につきましては、当時、一般職の給料が引下げ改定でしたが、市町村合併や社会情勢の変化により、職務の内容が質的にも量的にも拡大をしていることを勘案しまして、あるいは同規模自治体の水準比較を行い、据置きの答申をいただいております。

議長、副議長、議員の報酬につきましては、市町村合併や都市内分権による職責が増加していることを勘案し、同規模自治体の水準比較を行った上で特別職と同じく据置きの答申をいただいております。

また、会派又は議員の政務調査費についても御議論いただきました。

当時は政務調査費という名称でありましたが、当時の用途基準及び金額が適正であるということから報酬と同様に据置きの答申をいただきましたが、付帯意見としまして地方自治法の改正による平成25年度からの政務活動費への移行が議論途中であったため、移行後さらに用途基準が拡大となった場合、年額15万円を上限として増額することが妥当という判断

をされました。

この答申に基づき、平成25年度からは政務活動費として議員一人当たり従前の政務調査費年額38万円から53万円に引上げております。

次に人事院勧告の説明を行わせていただきます。当審議会は隔年開催のため、毎回開催年度と前年度の2年間の人事院勧告の内容を参考とさせていただいております。

この人事院勧告は、公務員にはストライキといった労働基本権が無いことから、適正な給与を確保するために、人事院から国家公務員の給与について、勧告をされるものであります。

平成25年度の人事院勧告につきましては、概ね民間給与と公務員給与の均衡が図られているということから改定無しという勧告がされております。

平成26年度の人事院勧告につきましては、国家公務員の月例給与が民間給与を0.27%下回っているために、較差解消を行うこととし、若年層に重点をおいた給料表の引上げの勧告がすでになされております。なお、平成26年度の人事院勧告は、27年度から給料表を平均2%引下げ一方、民間賃金の高い地域に支給する地域手当というものを見直すなど、給与制度の総合的な見直しも併せて勧告をされております。

次に、市の財政状況について少し触れさせていただきますが、我が国の経済情勢は御案内のとおり回復基調ではありますが、本市にとりましては法人市民税の一部国税化など税制改革等によりまして、その環境は従前以上に厳しさを増しているところであります。今後、法人市民税を中心に今まで収入として見込んでいたものが、一部国税化されることから、従前のと通りの市政運営、財政運営ができなくなることがほぼ確実となっております。

平成27年度の当初予算はこれから編成に入りますが、行政財政改革の推進、政策の選択と集中により、引き続き無駄を排除した予算編成に取り組んでいく方針であります。

委員の皆様方におかれましては、こういった状況を勘案した上で、様々な角度から御判断をいただき、慎重なる御審議をお願いしたいと思います。

(会長) 引き続き用意された資料に基づきまして、事務局より御説明をお願いします。

(事務局) それでは資料の1ページを御覧ください。まず左側に先ほど市長から会長にお願いがありました諮問書がありまして、右側に委員名簿が載っております。

続いて2ページを開いてください。

この審議会は2ページの左上の豊田市附属機関条例にありますように委員定数が10人以内で公共的団体等が推薦する者、学識経験者、市民代表の方で構成をされています。担任事項としましては、先ほど市長が諮問いたしました議員報酬の額、市長等特別職の給料の額、政務活動費の額に関する審議となっております。

委員の皆様は2ページの右上豊田市附属機関規則別表に記載のとおり諮問期間となっております、本日から答申をするまでの期間となりますのでよろしくお願いいたします。

市長等特別職の給料、市議会議員の議員報酬、政務活動費はそれぞれ2ページ以降に掲載しております各条例で規定をされています。

また、給料、報酬とは別に期末手当、いわゆるボーナスを支給しております。この期末手当の支給月数につきましては、この審議会の諮問事項では無く、一般職と同様に人事院勧告に準じて条例改定をしております。

議員については、本会議、委員会等に出席をした場合に通勤費として費用弁償を別途支給しております。

次に政務活動費ですが、以前は政務調査費という名称で議員の調査研究費の一部を補助することにより、政策形成能力の向上、議会の審議機能の強化を図ることを目的としまして、一人当たり年額38万円を会派又は議員へ交付をしておりました。その後、地方自治法の改正により、名称が政務調査費から政務活動費へと変更されまして、併せて新たな使途基準として要請・陳情活動費や広報広聴費のうちホームページの維持管理費等が対象項目として加えられたことを踏まえまして、前回の審議会の答申内容に基づき、平成25年度からは一人当たり年額53万円に引き上げられております。なお、この政務活動費の使用につきましては、4ページの別表に記載されております使途基準に限定されておまして、領収書を添付した収支報告書の提出が義務付けられています。

続いて5ページですが、豊田市特別職の給料、議員の報酬、一般職の給料の過去10年間の改定状況になります。まず、最初にこの審議会の中でよく耳にすることになります人事院勧告という制度つきまして若干補足の説明をさせていただきます。

A4の横長の資料がございますのでこちらを御覧ください。

人事院勧告は先ほど総務部長が説明をしましてとおり、国家公務員の適正な給与を確保するために、ストライキ等の労働基本権が制約されていることの代償措置として設けられている制度であります。人事院では国家公務員と民間の4月分の給与を調査した上で、その較差を埋めるということを基本に勧告を行っております。この調査では企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の全国の民間事業所約55,000のうちから抽出さ

れました約12,400事業所、人数にして約50万人が対象となっております。

資料5ページにお戻りいただいて、特別職の給料及び議員報酬は人事院勧告の内容を参考として、改定をしております。当審議会は原則として隔年開催となっておりますので、毎回、開催年度と前年度の2年間の人事院勧告を参考としています。

改定の状況ですが、特別職の給料は平成21年12月と平成23年4月に人事院勧告に準じて引下げを実施しました。

平成24年度に開催されました前回の審議会では、質的にも量的にも拡大する特別職の職務に鑑み、また、税収の減少等による厳しい社会情勢におけるリーダーシップの期待もありまして、特別職の給料は据置きとされました。

議員報酬につきましては、平成21年12月に議長、副議長、議員ともに2,000円引下げされましたが、それ以降は議員の職責の増加や類似団体との均衡に配慮し、据置きとされてきました。

また、本市一般職につきましては、民間準拠を基本とした人事院勧告に準じた給与改定を実施しております。平成25年度の人事院勧告は改定の勧告はされておらず、平成26年度は7年ぶりに給与の引上げが勧告されております。平成26年度の勧告内容としましては、月例給は民間給与との較差、0.27%を埋めるため、若年層に重点を置いて給料表を引き上げるものとなっております。

なお、特別職の給料等の参考指標の一つであります国の事務次官などの指定職の給与につきましては、一般職の高年齢層と同様改定無しという勧告がされております。

続いて資料の6ページをお願いします。

国の特別職の報酬等の改定状況でございますが、平成25年4月以降は改定されておられません。なお、国の特別職の報酬等は人事院勧告における事務次官など指定職の改定率に準じて改定されます。

続いて7ページを御覧ください。

この表は中核市の人口規模別の特別職給料の状況になります。中核市43市を人口50万人以上、40万人以上50万人未満、そして40万人未満の3区分に分けたものでございまして、平均金額を見ましても人口が多いほど給料額も多い傾向があります。

市長は中核市の平均より約34,000円高く、副市長は約56,000円高く、教育長も平均よりも約15,000円高い水準にあります。また、豊田市と人口が同等な40万人以上50万人未満の中核市の平均と比べますと市長が約39,000円高く、副市長は約51,000円高く、教育長は約10,000円高い水準になります。

続いて8ページをお願いします。

この表は中核市の人口規模別の議員報酬の状況になります。特別職同様人口規模に比例して報酬額も高くなっております。

議長は中核市の平均よりも約28,000円高く、副議長は約25,000円高く、議員は約5,000円高い水準になります。人口が同等な中核市の平均と比べますと議長が約2,000円、副議長が約3,000円高く、その一方で議員は約13,000円低くなっております。

次に9ページを御覧ください。

この表はこれまで説明をしましてまいりました中核市43市の特別職給料、議員報酬の月額による順位を表したものになります。どの職も平均よりも上位にあることが分かっていただけだと思います。

続いて10ページをお願いします。

この表は期末手当を含みました年収ベースによる順位の表になります。特別職については、年収ベースについても平均よりも上位となっております。

続いて11ページを御覧ください。

中核市特別職給料の改定状況になります。平成23年4月から平成26年4月までの間で、特別職の給与改定を行った市は10市ありまして、いずれも引下げをしておりますが、豊田市を含め多くの市が据え置いております。

続いて12ページをお願いします。

この表は中核市の議員報酬の改定状況になります。議員では平成23年4月から平成26年4月までの間で改定を行った市は7市ございまして、いずれも引下げをしておりますが、豊田市を含めほとんどの市が据え置いております。

次に13ページをお願いします。

この表は名古屋市を除きます愛知県内各市の特別職給料の状況になります。県内では市長を始め全ての職で上位にあります。市の規模、それから中核市か否かで行政課題に違いがあり、職務、職責に違いがある為、単純な比較は難しいところがあります。

次に14ページをお願いします。

こちらは県内各市の議員報酬の状況です。特別職同様上位にあります。人口が30万人を超えます本市と豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市の水準が高い状況にあります。

続いて15ページを御覧ください。

この表は県内各市の報酬、給料の月額による順位であります。

次に16ページをお願いします。

こちらは県内各市の報酬、給料等の年収による順位であります。月額、

年収ともにそれぞれ県内で1位となっております。

続いて17ページを御覧ください。

県内各市の特別職給料の改定状況になります。平成23年4月から平成26年4月までの間で特別職の給与改定を行った県内の市は18市ございまして、半田市を除いて引下げを行っております。

次に18ページをお願いします。

こちらは県内各市の議員報酬の改定状況です。平成23年4月から平成26年4月までの間で、議員報酬の改定を行った県内の市は全部で19市ありまして、みよし市と長久手市を除いて引下げを行っております。

次に19ページを御覧ください。

これは市長を100とした場合の各職の支給比率を年度ごとで表した表でございます。市長等特別職については、これまで同じ率で改定を行ってきたため、支給率に大きな変動はありません。一方、議員については県内各市の状況や中核市の状況も参考としながら改定を行ってきておりまして、特別職よりも引上げ率が高かったために、支給比率が上昇してきております。

次に20ページをお願いします。

中核市及び県内各市の議員定数と議員一人あたりの住民人口の状況を表した表です。

次に21ページを御覧ください。

政務活動費の概要につきましては、冒頭で説明したとおりであります。なお、前回の当審議会におきまして、新たに用途基準に追加検討された海外調査旅費について、次回以降の審議会でも、運用基準を整理し、検証した上で改めて議論すべきものと答申に付け加えられております。

続いて22ページをお願いします。

中核市における政務活動費の額と支出できる対象経費の比較表になります。豊田市は一人当たり年額53万円で中核市の中では最低の金額となっております。中核市平均が115万円であることから非常に低い額と言えます。豊田市は他市に比べて用途基準を限定していることがその要因となっております。その他の市では多額な経費が必要となる人件費、備品購入費、事務所開設費などを対象経費として認めているため、政務活動費の額も大きくなっております。

また、地方自治法の改正に伴います用途基準の拡大によりまして、豊田市を含む28市が要請・陳情活動費を対象経費として認めております。

次に23ページを御覧ください。

県内の主な市と近隣市の政務活動費の状況で、豊橋市が108万円、岡崎市、一宮市がそれぞれ60万円となっております。県内各市では調査研究費と広報費、要請・陳情活動費に限定しているところが多いようでござ

います。

次に24ページをお願いします。

豊田市におけます政務活動費の支出状況を会派別にまとめたものであります。各会派とも支出の割合が高いのは調査研究費であり、全体で約56%となっております。政策形成能力向上のための情報収集、研究を目的とした先進都市の視察等に要する経費でございます。

次に25ページを御覧ください。

平成17年度からの市税の推移です。平成21年度に前年度から大きく下がり、それ以降低い水準のまま推移しておりますけれども、平成26年度は回復に転じております。しかしながら、先ほど総務部長からも説明がございましたように、今後、法人市民税の一部国税化など、国の税制の制度変更等に伴います歳入への影響が拡大することが懸念される状況でございます。

続いて26ページをお願いします。

中核市の平成25年度の決算状況です。豊田市の平成25年度決算は表の一番上に記載のとおりですが、社会資本整備などにあてる投資的経費の歳出に占める割合が依然として高い水準となっております。

続いて27ページですけれども、こちらは県内各市の平成25年度決算状況です。

なお、28ページ以降には中核市や県内各市の財政状況を示す資料が載っております。また後ほど御覧いただきたいと思っております。

長くなりましたが説明は以上です。

(会長) 事務局より諮問及び資料の説明をいただきました。御意見、御質問がありましたらお願いします。

(委員) 資料9ページにある報酬、給料の月額に12を掛けても10ページにある年収額にならない。報酬、給料以外の他に何があるのか。

(事務局) 年収には報酬、給料の他に期末手当と地域手当が含まれています。

(委員) 資料8ページについて、再度説明をお願いしたい。

(事務局) この資料は中核市の市議会議員報酬の状況です。個々の金額以外に、各市の人口一人当たりに応じた数値を掲載しています。さらに資料20ページで議員一人当たりの住民人口の割合を掲載しているので、ともに検討の参考としてください。

(委員) 先ほど法人市民税の一部国税化の話があったが、予算的に影響が出るのは何年度の予算からなのか。

(事務局) 平成27年度予算から影響がでます。

(委員) 平成25年度決算額の歳入のうち、法人市民税は4%と割合的に少ないため、国税化の影響は少ないと思うがどうか。

(事務局) 御覧になった広報とよたは平成25年度の決算になります。近年、企業業績の回復は見受けられていますが、この分が市税に直接的に反映されるのは平成26年度の予算からであります。よって平成26年度以降は歳入のうち法人市民税が占める割合はもっと大きくなり、影響は大きいと考えています。

(委員) 政務活動費について、前回の審議会時に政務調査費から政務活動費に名称を変えて15万円増やしたと思うが、15万円ですべてであったのか。

(事務局) 資料24ページの一人当たり額にあるとおり、53万円まで使っているところもあれば従前の38万円までしか使っていないところもあります。会派、個々の議員によって様々であると考えています。

また、使途基準の改定を行った際、海外視察も調査研究費の中で良いということになりました。平成25年度には自民クラブが調査研究費950万円で350万円を海外調査に充てています。

要請・陳情活動費につきましては、自民クラブ、公明党が使わせていただいております。

(委員) 資料23ページについて、政務活動費の使い道に関する記載があります。前回の審議会での説明の中で、備品購入の費用等は政務活動費ではなく、一般会計から支出されていると説明がありました。このため、この表にある項目について政務活動費が使われているという理解でよいのか。

(事務局) 23ページに載せましたのは主な支出ということでございまして、支出項目全体は、24ページに載せていますが、具体的には4ページの別表のところで使途基準がありまして、この中で政務活動費を使用させていただいております。

先ほど御指摘がありました備品購入費につきましては、議会費の方で必要に応じて出すことになっていきますので、申出がなければ特に出すこともございません。平成25年度につきましては、大きな備品は会派には購入していません。備品の例としては、議員の机、いす、会議用テーブルといっ

たものが大きな備品となります。これは、会派の方の申出に応じて購入した例があります。

(委員) 先ほど質問がありました法人市民税の関係ですが、平成26年度からは平成25年度よりも多くの歳入がある。このため、今回、私たちが審議している結果が反映されるのは平成27年度以降とのことなので、法人市民税が以前よりは多く入ってくる想定で今回の方針を考えるとということで良いのか。

(事務局) 今後の状況としましては、一時期の厳しい状況は脱したというのが今の見方ですが、先ほど申しましたとおり、それがそのまま引き続き行くかということ、財政的にまずは本市の状況が経済情勢、特に自動車産業の経済情勢によって大きく左右する財政構造だということと、それから構造上今まで入ってきたお金が入らなくなる仕組みに法律で変わってしまうことは直近に迫っている、そういう状況の中で我々の認識としましては、大きく今後市税の収入が増えることはないだろう、むしろ減る方に振れるだろうという風に見込んでいます。

(委員) 今日、株価、世界情勢が非常に不安定な状況になっているものだから、特に輸出は影響を受けると思います。

(事務局) 法人市民税の一部国税化により、同じ納税額であっても、以前を下回るという財政構造になります。また、合併特例で交付税を受けていますが。平成28年度から徐々に減となり、平成33年度からは交付額が0円となります。相当影響が大きい状況ということは間違いないと思います。

(事務局) これまで豊田市というのは、自動車関連産業の状況によって一喜一憂する構造になっていますが、情勢が良い時には基金を貯めて、今回のような落ち込みの時には、市債を発行し、借金も少ししながら行政ニーズには応えていくということで法人市民税の激しい増減に対応してきました。これからは法人市民税の一部が国税化となり、合併時特例による交付税も徐々に終了に近づいています。また、これからは大きく市税が増えることは見込まれないだろうという状況になると考えています。

(委員) 一部報道では世界的な恐慌が起こる可能性があるというようなことも報道されているので、社会情勢というのは激しく変動していくと思います。

(事務局) 非常に不安定な状況だと思っています。かつてから比べれば円安はかなり解消されたと考えていますが、今後が予想できない経済情勢でありますので、

経済不況に陥っても耐えていける市政運営をしていかなければならないと思っています。

(委員) 豊田市の税収が自動車産業で成り立っているのは事実だと思います。

一番危惧していることは、自動車関連会社の工場等が豊田市から離れてしまうのではないかとということです。現在でも海外に多くの工場ができていますし、市外に新しい工場が建設されている。こうなると豊田市内の工場等が徐々に減少していき、今までどおりの税収が確保できないのではと思います。

このことを十分計算していかなければならない。このことから自動車産業のみに頼ってはいけないのではないかとということです。自動車産業以外に、豊田市の産業の主となるようなものが必要と思います。すぐに右から左とはいきませんが、自動車産業に頼らなくてもやっていけるように、方向付けをしていかなければと思っています。そういうことをものすごく痛切に感じています。だからこの10年先ってどうなってしまうのか、心配しています。ですから、そういうことを含めて従来どおりだからといって、先ほどの税金が戻るからとか、国に何パーセント行くとか、そんなレベルの話ではないのです。どれだけ、豊田が豊かになるかを考えなければいけない。豊田市が豊かにならなければ、上がるわけがない。こんな比率の問題なんかどうでもいい。それは後の話です。やっぱりみなさんが豊かになるように、自動車産業で豊かになったのは事実だが、自動車産業以外にも主とした産業を手に入れて、豊かになれる市を作ってほしいと思います。

(委員) こういった場に出るのは初めてなので、どういったことをやるのか興味があった。今日出席させていただいて、それが分かった。

(委員) 私もこういった場に出るのは初めてです。特にこういう給与関係は、普段から関連が少ないので勉強を含めて参加させていただきました。ここでいただくことを習得していきたいと思っています。よろしくお願いします。

(会長) それでは質問も出尽くしたようです。審議の機会は今後何回もありますので、テーマに沿って御意見をお願いします。それではこれで、本日の審議は終わりとなります。

<審議終了>